

広 情 審 第 1 8 号
平成19年10月18日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開審査会
会長 佐 伯 祐 二

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年6月7日付け広市教学第185号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第34号関係）

答 申 書

平成19年6月7日付け広島市教学第185号で諮問のあった事案（諮問第34号で受理）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当です。

2 異議申立ての趣旨

平成19年3月22日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同月2日付けで行った、「広島市立の〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇中学校の要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の人数（一番直近の文書）」に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成19年3月16日付け広島市教学第91号で行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）の取消しを求めるというものです。

3 申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述での申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 本件開示請求の対象である〇〇小学校の直近の児童数は、〇〇人で、これに対する学区の世帯数は、〇〇世帯であり、1世帯に1人の児童とすると、児童を就学させている世帯の割合は、〇〇パーセントです。また、〇〇小学校の学区人口〇〇人に対する児童数の割合は、〇〇パーセントであり、これらのデータ率からは、残りの〇〇パーセント以上のデータを捕捉できるわけがなく、統計学的に言って、「要保護・準要保護の児童生徒数が多い学校は、低所得の保護者が多い」ことにはなりません。

本件開示請求の対象である〇〇小学校の学区内には、公営住宅等があり、これらの保護者については、所得が低いことはわかっていることだから、「児童生徒や保護者など地域の関係者個々人に不利益を及ぼすおそれがある」ことにはなりません。

- (2) 所得が低いことや、就学援助の認定者数が多いことがわかっていても差別するようなことはありません。東京の中野区では、認定者数と率をホームページに出しているし、足立区では、42パーセントもの就学援助率であることがわかっています。

本件開示請求は、限られた学校のデータを求めていることから、「不当な格付がなされ、適切な学校運営や就学事務に支障をきたすおそれがある」との主張は間違っています。

4 実施機関の主張の要旨

判断説明書及び口頭意見陳述での実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 要保護・準要保護の児童生徒数が多い学校は、低所得の保護者が多いことになります。

個別の学校の要保護・準要保護の児童生徒数が公になった場合、特定の個人を識別することはできませんが、低所得者が多い学校が特定されることになり、当該校の児童生徒や保護者など地域の関係者個々人が、第三者から低所得者ではないかという目でみられ不快な思いを強いられるなどの不利益を被るおそれがあります。

- (2) 援助率の高い学校は低所得者が多い学校であるとの風評が偏見を助長し、低所得者が多い学校として評判が低下することによって、児童生徒の学習意欲の低下につながりかねません。

風評による偏見のため「低所得者が多い学校」が敬遠され、教育内容や部活動といった本来の趣旨である学校の特色による選択が行われずおそれがあり、学校に対する関心を高め、公教育に対する信頼感を向上させるという「隣接校・行政区域内校選択制」の本来の目的が十分に果たせないおそれがあります。

5 審査会の判断理由

当審査会としては、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）の規定に即して検討した結果、以下のとおり判断します。

- (1) 判断の対象等について

ア 審査会において見分したところ、本件開示請求に係る情報が記録されている文書であるとして、実施機関から提出された文書（以下「本件対象文書」という。）には、本市のすべての市立小中学校について学校別に、要保護の児童数（A）、準要保護の児童数（B）、就学援助認定者数（ $C = A + B$ ）、児童数（D）及び認定率（ C / D ）

が記載されていることが認められます。一方、本件開示請求は、特定の学校に係る情報についてなされていますので、まず、開示・不開示に係る判断の対象は、特定の学校に係る「情報」なのか、全小中学校の情報が記録された「公文書」なのかについて検討します。

イ この点、条例第2条第2項及び第5条第1項の規定によると、開示請求の単位は、「情報」ではなく、「公文書」であることが明らかなです。このことは、本件開示請求のように、記録されている情報の面から、開示を請求する公文書を特定した場合であっても同様です（最高裁平成17年6月14日判決参照）。したがって、本件開示請求に係る開示・不開示の判断の対象は、特定の学校に係る「情報」ではなく、全小中学校の情報が記録された「公文書」（ここでは、本件対象文書）ということになります。

ウ このように本市立小中学校全体の問題として開示・不開示を検討するとき、本件対象文書のうち、就学援助認定者数や認定率が高い学校の情報だけに不開示原因があるとし、そうでない学校の情報は開示する、という扱いはできません。このような扱いをすれば、後述の不開示原因を理由づける弊害が、不開示の学校群を開示の学校群と対比することによって生じることになります。

エ なお、申立人は、五つの学校の情報だけが必要であること、差別の意図は全くないことを述べられるところ、情報公開制度は、請求者が誰であるか、請求の理由・目的が何であるかを問わない制度ですから、これら請求者側の個々の事情の如何によって、開示・不開示の判断の対象や判断の結果が異なることはありません。また、五つの学校についての開示は、上記のように、本市立小中学校全体の問題として考えられなければなりません。仮に、本件で五つの学校の情報だけを抜き出して開示・不開示を検討したとしても、その判断基準は、他の学校の情報についても開示請求がありうることを考えると、市全体に通じうるものでなければなりません。

以下、このような考え方に立って、本件不開示決定の是非について判断します。

(2) 条例第7条第1号の該当性

ア 条例第7条第1号本文について

条例第7条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定し、同条第1号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定してい

ます。

審査会において見分したところ、本件対象文書の情報には、個人識別性が認められる情報はありませんので、条例第7条第1号本文のうち、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の該当性について判断します。

イ 個人の権利利益を害するおそれについて

就学援助は、生活保護を受けている世帯や市民税の非課税世帯等の低所得の保護者に対し、児童生徒の学用品費、学校給食費等を援助する制度です。

審査会において見分したところ、本件対象文書には、認定率が高い学校もあります。このような認定率が高い学校は、低所得の保護者が多いことになり、就学援助認定者数や認定率が公になった場合、低所得の保護者が多い学校が特定されることになります。

個人の収入に関する情報、とりわけ、低所得者であるという情報は、プライバシーとして保護されるべき機微な情報であるところ、特定の学校の就学援助認定者数や認定率が公にされた場合、当該学校の保護者や地域住民等が低所得の保護者を探索し、あるいは各年度の数値を比較したり、他の情報と照合する等して、特定の個人の収入を推認する可能性は否定できません。そして、この推認は、認定率が高ければ高いほど容易になる関係にあります。このことは、認定率が100パーセントに近い場合や児童数が少数である場合を想定すれば理解できると思われます。

以上のことから、就学援助認定者数や認定率が公にされると、個人の権利利益を害するおそれがあるといえ、これらの情報には、条例第7条第1号該当性が認められます。

(3) 条例第7条第3号の該当性

ア 条例第7条第3号について

条例第7条第3号において、「市の機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定しています。このうち、同号アからオまでに掲げられている事務又は事業は、実施機関が主張する事務又は事業に該当しないため、本件対象文書の情報が、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるかどうかについて判断します。

イ 学習指導への影響について

児童生徒に対して効率的な学習指導を行うには、一般的に児童生徒が学習意欲を

持っていることが重要であると考えられます。就学援助認定者数や認定率が開示され、認定率等が高く、低所得者が多い学校との評価を受けた場合には、そのことが児童生徒自身ではいかんともしがたい事柄であり、上記のとおり、プライバシーとして保護されるべき機微な情報に関係することから、当該認定を受けている保護者を有する児童生徒への心理的な影響は、看過することはできません。また、それ以外の児童生徒についても、心身の発達段階にある未成熟な存在であること、風評流布の可能性等を考えれば、その心理的影響は否定できません。かかる情報の開示により、児童生徒の学習意欲の低下に少なからず影響を与えることが十分に考えられ、ひいては、学習指導に支障が生じるおそれがあるといえます。したがって、これらの情報を開示することは、児童生徒に対する学習指導という実施機関の事務について、条例第7条第3号該当性が認められます。

ウ 隣接校・行政区域内校選択制への影響について

実施機関の主張によると、隣接校・行政区域内校選択制は、中学校に進学するときに、住んでいる学区の中学校だけでなく、学区が隣り合わせになっている中学校や同じ行政区域内にある中学校を選択できるようにするもので、その目的は、教育内容や部活動といった学校の特色による選択をすることで、学校に関する関心を高め、公教育に対する信頼感の向上を図ることにあります。

ところが、就学援助認定者数や認定率が公になった場合、児童や保護者は、これらの情報も学校選択の要素とすることが十分に考えられ、そうすると、教育内容や部活動といった学校の特色による選択がなされず、本来の目的が果たせないおそれがあります。したがって、これらの情報を開示することは、隣接校・行政区域内校選択制という実施機関の事務について、条例第7条第3号該当性が認められます。

(4) 不開示となる部分を除いた情報の有意性について

本件対象文書のうち、上記(2)及び(3)により不開示情報とされる部分を除いた情報は、各学校名、各学校の児童数及びこれらの見出し欄並びに不開示情報の見出し欄です。条例第8条第1項本文の規定により、これらの情報について部分開示をする必要があるかどうか問題になりますが、これらの情報は、本件開示請求の趣旨に合致するものでないことは明らかであり、また、各学校の児童生徒数は公表されていることからすれば、有意なものとはいえず、条例第8条第1項ただし書きの規定により、これらの情報を部分開示する必要はないものと考えます。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
19. 6. 7	広市教学第185号の諮問を受理（諮問第34号で受理）
19. 6. 12 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
19. 7. 3 （第2回審査会）	審議（異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
19. 7. 27 （第3回審査会）	審議
19. 9. 14 （第4回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
金 谷 圭 子	弁護士
佐 伯 祐 二 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
鈴 木 正 彦	広島修道大学法学部准教授
増 田 泉 子	中国新聞社販売部
若 尾 典 子	県立広島大学保健福祉学部教授